とびうお流しまき網漁業

1　制限措置

⑴　漁業種類は、とびうお流しまき網漁業とする。

⑵　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。

⑶　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された総トン数とする。

⑷　推進機関の馬力数は、定めなしとする。

⑸　操業区域は、伊豆諸島海域（千葉県、神奈川県、静岡県との境から、孀婦岩と北之島との中間線までの伊豆諸島地先海面）及び小笠原海域（孀婦岩と北之島との中間線から南側の小笠原諸島地先海面をいう。）のうち許可証に記載されている区域とする。

⑹　漁業時期は、周年とする。

⑺　漁業を営む者の資格は、東京都島しょ部に住所を有し（法人にあっては、主たる事務所の所在地が東京都島しょ区域にあり）、かつ、船舶根拠地が東京都島しょ区域にある者とする。

2　許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、周年とする。